

令和 3 年 2 月 26 日

保護者の皆様へ

吉野ヶ里町教育委員会

一人一台のタブレット端末の配布(貸与)に関する Q & A について

日頃から本町学校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

先日配布いたしました「一人一台のタブレット端末の配布(貸与)について」に関して、問い合わせがありましたことについて、下記のとおり Q & A にまとめましたので、ご確認よろしくお願いたします。

記

Q1. どのような端末を導入するのですか。

本町では Windows 端末を導入しています。具体的な機種は「ARROWS Tab Q」です。児童生徒が使用中に机や手から落とすことも十分想定されるため、落下試験などをクリアした高い耐久性を持つ製品を選定しました。また、佐賀県立学校や他市町の導入実績も多数あります。

Q2. どのように授業で活用されるのですか。

別紙のとおり授業イメージなどを掲載したリーフレットを作成しましたので、ご確認ください。

Q3. タブレット端末の保証はどのようになっていますか。

納品日から 1 年間のメーカー保証のみです。

Q4. タブレット端末を自宅に持ち帰るのはどのような場合ですか。

令和 2 年春のような学校の長期臨時休業時や自主学習用としての持ち帰りも想定しています。

Q5. 新聞などでよく目にする「GIGAスクール構想」とはなんですか。

「GIGAスクール構想」とは、これからの時代に向けた教育環境の整備や最適な教育の充実を実現させるための構想で、国(文部科学省)が主導で進めている施策のことです。

具体的には、校内の Wi-Fi 整備や一人一台分のタブレット端末整備が目的となっています。

Q6. なぜ申請書を提出しなければならないのですか。

今回、児童生徒に貸し出す全てのタブレット端末には、それぞれ違う管理番号を付けており、学校と町教育委員会で「誰がどのタブレット端末を使用しているのか」など全ての児童生徒分を把握する必要があります。

また、感染症や自然災害などで長期の臨時休業となった場合や自主学习用としてのタブレット端末を家庭に持ち帰って使用するためにも、今回の申請書をご提出いただく必要があります。

Q7. 申請書を提出しないとどうなりますか。

クラスのみながタブレット端末を使用する中で、使えない児童生徒がいるような状況を作りたくありません。申請書の趣旨をご理解のうえ、ご提出いただければと思います。

Q8. 通知文と申請書記載の「貸与規程第8条」や「第16条第1項各号」とはどのような内容ですか。

○貸与規程第8条

「貸出備品の貸出しを受けようとする者は、申請書及び承諾書を教育委員会に提出しなければならない。」

○貸与規程第16条第1項各号

「貸出期間中であっても次の各号の一に該当するときは、貸出決定を取り消すことができる。」

(1)利用者が、町立学校の児童及び生徒でなくなったとき。

(2)利用者が第12条の規定に違反したとき。

(第12条第2項各号抜粋)

- ・貸出備品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
- ・貸出備品を、売却、担保の設定、廃棄又は故意に破損すること。
- ・貸出備品を、学習活動以外に使用すること。
- ・貸出備品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- ・教育委員会等が別に定める学習用タブレット活用のルール等に反する行為を行うこと。
- ・前各号に掲げるもののほか、学習用タブレット等貸出しの目的に反すること。

(3)前2号に掲げるもののほか、貸出備品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

貸与規程全文を町HPにて公表しますので、ご確認ください。

Q9. 今回貸与されるタブレット端末は、卒業まで同じ端末を使用するのですか。

基本的に卒業まで同じタブレット端末をご使用いただき、卒業時に学校へ返却していただきます。

もし、貸出期間中にタブレット端末の修理が必要となった場合、修理中は予備のタブレット端末を貸与します。

Q10. 持ち運びまたは持ち帰り用の袋(ケース)はありますか。

袋(ケース)の貸与予定はありません。持ち帰りのときはランドセルに入れて持ち帰りとなりますが、必要と思われる方は各自でご用意ください。

Q11. タブレット端末を紛失または破損した責任が借受人にあるときとはどのような場合ですか。

想定されるケースは以下のとおりです。想定外のケースの場合は、教育委員会と学校とで協議のうえ判断します。

「紛失」で責任が発生するケース

- ・長期臨時休業等で家庭に持ち帰り、家での保管中に紛失した場合。
- ・長期臨時休業等で家庭に持ち帰る際又は家から持ってくる際(登下校中)に、どこかに置き忘れ等により紛失した場合

「破損等」で責任が発生するケース

- ・叩きつけたり投げたりするような「明らかに破損等することが想像される行為」を「故意に(わざと)」行い破損等した場合
- 不注意で机から落とした場合や誰かと偶然ぶつかった等、通常の使用の範囲で起こりうる不可効力で破損等した場合は、責任は発生しません。

Q12. 第三者が、他人のタブレット端末を故意に紛失又は破損等した場合はどうなりますか。

第三者による行為が明確な場合、第三者に責任が発生します。

Q13. 紛失又は破損等の責任が不明な場合はどうなりますか。

借受人に責任は発生しません。教育委員会が修理又は買い替えます。

Q14. 保護者への貸与となっているのはなぜですか。

修理又は弁償いただく可能性があるため、児童生徒ではなく保護者への貸与としています。

Q15. 修理又は弁償の金額はいくらになりますか。

同機種への買い換えの場合は約6万円(令和3年2月26日時点)を想定しています。モデルチェンジ等今後の状況によって金額は変わる可能性があります。修理にかかる費用は、修理内容によって異なるため、その都度メーカー等に確認することになります。

Q16. 校外学習等で、誤って水たまりに落としたり、どこかに忘れてきたらどうなりますか。

学校での授業を含め、学校活動下で生じた破損・紛失は、故意でない限り弁償を求めません。

Q17. もしタブレット端末を故意に破損等させた場合、PTAで加入した保険で補償できますか。

佐賀PTA連合会より、保護者に毎年ご案内されている「小・中学生総合保障制度」について、佐賀県PTA保障制度事務局(株式会社コーリン)に確認をしたところ、「使用者の故意や重大な過失による学校備品の破損・紛失の場合は、補償の対象にはならない。」とのことでした。

ご不明な点がございましたら、直接上記事務局へご確認ください。

Q18. 前に使った人の扱いが故障の原因となった場合はどうなりますか。

借受人に責任がない場合は弁償を求めません。

Q19. 弁償をしなければならないことに納得がいきません。

これまでも学校備品を故意に破損等した場合は弁償をお願いしています。今回のタブレット端末は全体の数量も多いため、ルールとして明文化したものです。

Q20. 学校ではどのように保管しますか。

学校では鍵付きのタブレット充電保管庫に収納します。

Q21. ふだん校外に持ち出すことはありますか。

必要に応じて、校外学習等で持ち出すことも想定しています。

Q22. 有害サイトへの接続が心配です。

インターネット閲覧については、学習目的以外のウェブサイトを見ることはできません。閲覧履歴や使用の状況は記録として残ります。

学校でもインターネットのトラブルにあわないようルールやマナー等の指導を行っていきませんが、併せて家庭でもお子様と「タブレット活用のルール」について話し合ってください。

なお、学校内での使用においては、不適切なサイトや危険なサイトへ接続できないように設定を行っています。

Q23. 休み時間は自由に使えますか。

休み時間に自由に使うことは想定していません。

Q24. 私物のパソコンを学校に持参してもよいですか。

セキュリティ上、私物のパソコンは校内ネットワークに接続できないこととしています。教育委員会が貸与するタブレット端末の使用をお願いします。

Q25. 家庭にはWi-Fi環境はありませんが、Wi-Fiを整備したほうが良いですか。

オンライン授業を実施するためには、家庭のWi-Fi環境が必要です。また、家庭にWi-Fi環境があれば、タブレット端末に搭載した学習ドリルソフトを活用した家庭での自主学習も可能となります。

今後の次世代学校教育の方向性に注視いただき、家庭のWi-Fi整備を現在ご検討中であれば、今回の機会にWi-Fi環境を整備することをお勧めします。